

(平成 30 年度予算)
東京圏新卒者等 U I J ターン就職支援業務

企画提案仕様書

札幌市経済観光局雇用推進部

1 業務名

東京圏新卒者等UIJターン就職支援業務

2 業務委託期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

3 事業目的

東京圏の大学生等と札幌市内企業等のマッチングを図る拠点の設置等を通じ、UIJターン就職を支援することを目的とする。

4 事業概要

東京都内に大学生等と札幌市内企業等のマッチングを図る常設の拠点を設置するなどして、東京圏の大学生等と札幌市内企業等のマッチングを促進する。

5 事業費

50,000千円を限度とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務内容

東京都内に大学生等と札幌市内企業等のマッチングを図る常設の拠点を設置し、就職相談等に対応する。また、本市協定大学や東京圏の大学と連携し、札幌市内企業等の情報提供や校内説明会を開催する。これらを通じて、東京圏の大学生等と札幌市内企業等のマッチングを促進する。詳細については以下の通り。

(1) 支援対象

ア 東京圏のUIJターン希望者

- ① 学生（短大生、大学生、大学院生等）
- ② 社会人

イ 札幌市内企業等

以下のいずれかの条件を満たす企業

- ① 札幌市内に本社がある企業
- ② 北海道内に本社がある企業のうち札幌市内に支社等の事業拠点があるもの
- ③ 本市の立地促進補助金（札幌圏設備投資促進、札幌圏みらいづくり産業立地促進、ものづくり産業立地促進、コールセンター・バックオフィス等立地促進、IT・コンテンツ・バイオ立地促進）の指定を受けた企業で、道内の事業所に従事する従業員を募集するもの
- ④ 北海道外に本社がある企業のうち、将来に渡って道内で従事する求人を行っている又は行う予定であるもの（地域限定社員など、将来に渡って道内で従事する求人を条件とするが、採用後、諸事情により勤務条件が変更され、道外に転勤することを妨げるものではない）

(2) 拠点の設置

東京都内に大学生等と札幌市内企業等のマッチングを図る常設の拠点を設置する。

ア 開設期間・開業日・時間

① 開設期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

② 開業日・時間

火～土曜日 10時00分～18時00分

※ 国民の祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

開業日・時間は原則として上記の通りとするが、効果的な業務運営のため開業日・時間を変更した提案をすることも可能とする。

イ 設置場所

東京圏の大学生等と札幌市内企業等が利用しやすいよう、東京都 23 区内の利便性の高い場所（交通アクセスの良好な山手線内の最寄り駅から徒歩 15 分以内）に「札幌UIターン就職センター」（以下、「センター」という）を設置する。

センター設置にあたり新たに賃貸借契約等を第三者と締結するか、提案者が占有するビル等のスペースを活用するのかは問わない。また、提案者が設置する既存の施設等が条件を満たす場合は、本事業と共有することも可とする。

ウ 業務従事者

センターにカウンセラーを 3 人以上、大学訪問等担当者を 1 人以上配置し、センターの運営等を実施する。

なお、カウンセラーは次の (ア)～(イ) のすべての要件を満たす者とする。

- (ア) キャリア・コンサルティング技能士、厚生労働省キャリア形成促進助成金の対象能力評価合格者または産業カウンセラーであること。
- (イ) キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、社員教育の担当者として業務に従事した経験が 3 年以上あること。
- (イ) 札幌市の風土や暮らしなどを大学生等に伝えるための、十分な知識や経験を有するもの。

また、札幌市内に求人開拓員を 3 人以上配置し、東京圏での採用を希望する札幌市内企業等を開拓するとともに、カウンセラーとの連携を密にし、求職者と企業のマッチングを推進する。

エ センターに設けるブースや備品、光熱水費の負担

事業を効果的に実施するため、センターには以下のブースやスペースを設けるものとする。なお、センターのブース等は全て同一敷地内に設置すること。

- (ア) 就職相談ブース（企業の採用活動支援時の利用を含む）
- (イ) 面接ブース
- (ウ) 情報提供コーナー（札幌市内企業等の情報や暮らしに関する情報を提供）
- (エ) 大学訪問スタッフやカウンセラー等の事務スペース

また、本事業の実施に当たって必要となる備品は、主に以下を想定している。

- a 各ブースやコーナーで使用する机・イス、パソコン等
- b 事業実施に必要なパソコン等の OA 機器や専用の電話回線
- c 札幌市が実施する事業により設置されたセンターであることを明示するために必要な看板類

各ブース等で必要となる備品の調達のほか、光熱水費、電話料金、パソコン及び複合機の設置・撤去に係る費用は、すべて受託者の負担とすること。

なお、(ア)及び(イ)のブースについては、利用者の個人情報を守られるよう特段の配慮をすること。

(3) センターの取組み

ア 就職相談

(ア) 利用者の受付

受付を設置し、センターの利用を希望する東京圏の大学生等からの電話応対と利用案内を実施する。

受付はセンター内に設置することを原則とするが、受託者が別に設置している総合受付等で兼ねることが可能な場合は、当該総合受付等での対応も可とする。

(イ) 個別カウンセリング

札幌市内の企業に就職を希望する東京圏の大学生等のうちセンターの利用者に対して、個別カウンセリング（自己理解支援、就職意識の向上、雇用労働市場の情報提供、履歴書・エントリーシートの作成指導等）を行うとともに、開拓した札幌市内企業等の求人情報を提供し、職業紹介を行い双方のマッチングを支援する。

また、札幌市内企業等での就職に向けて個別支援を行うことになった大学生等については、支援プランを策定して対応することとし、支援プランに基づくカウンセリング内容は記録すること。

イ 大学との関係構築

センターに東京圏の大学生等を誘導するとともに、東京圏に所在する北海道出身者が多い大学や事業に理解を示す大学等を訪問し、札幌市内企業等の情報や札幌での暮らしに関する情報を提供したうえで本事業への協力を要請する。

本業務における訪問とは、大学のキャリア支援センター等を受託事業者の職員が直接訪問し、大学側の担当者と面談のうえ、上述の情報を提供、協力を要請することを指す。

ウ 大学のキャリア支援センター等を通じた学生への情報提供

センターで行う就職支援活動やイベント、札幌市内企業等の求人やインターンシップ情報等を定期的に提供し、学生へ当該情報を周知してもらうことで、センターへ学生を誘導する。

エ 学内イベントの開催及び参加

事業への協力等が得られた大学を対象に札幌市内企業等を招聘するなどの学内イベントを開催する又は大学から提案のあったイベントに参加する。センターで企画する際のイベントの内容については大学側の意向に沿った形で開催すること。

説明会の開催は、1校での開催のほか、複数校(2～3校)が合同したものも可とする。

また、説明会の開催会場は、大学側から構内の教室等の提供を受けることを想定しているが、複数校での合同開催に際して、別途会場を確保することは妨げない。その場合の会場料等の経費は、受託者が負担すること。

なお、札幌市内企業を招聘する場合、企業等への旅費等関係経費の支払いは行わない。

オ 協定大学への支援

本市の協定大学に対し、出張相談会やイベント等を開催し、学生のUIJターン就職支援等を実施する。内容や開催時期・頻度・場所は各大学の意向に沿った形とすること。

複数校での合同開催も可とする。

カ 協定大学拡充に向けた取組

本市の協定候補大学に対し、学校訪問等を行うことによって、協定締結に向けてのアプローチを実施すること。

なお、協定締結式等に係る横断幕等の費用は受託者の負担とする場合があり、本市と協議の上決定する。

キ 企業開拓及び支援

(ア) 企業開拓

企業開拓員が札幌市内企業等を訪問するなどして、東京圏での採用を希望する札幌市内企業等を業種・職種等問わず幅広く開拓する。

(イ) 企業の採用活動支援

- a 面接ブースの提供
企業の東京圏での大学生等の採用を支援するため、センターに設けた面接ブースを企業に提供し、大学生等との対面による採用活動を促進する。
 - b 採用活動アドバイス
開拓した企業のうち、東京圏での新卒等採用の具体的な手法がわからずにいる企業に対して、採用活動の具体的な手法をアドバイスする。
また、企業が東京都内で対面による相談を希望する場合は、センターの就職相談窓口を活用して、相談を行うこととする。
なお、採用活動に関するアドバイスを行うものは、東京圏での大学生等の採用活動の経験を持つ者とし、センターのカウンセラーが兼ねることを妨げない。
 - c インターンシップに係る情報収集
開拓した企業のうち、インターンシップを実施している企業の詳細情報を集め、学生や大学に対し定期的に情報提供を実施する。
- ク 情報提供コーナーにおける情報発信等
企業開拓で得た企業情報については、センター利用者への職業紹介に活用するほか、大学でのイベントや情報提供、センター内に設置した情報提供コーナーに掲示等を行い定期的に情報発信する。
また、情報発信に当たっては、魅力に溢れる企業等をピックアップして掲示する等、利用者が情報に触れやすい工夫をすること。
なお、情報発信は企業情報だけでなく、札幌市での暮らしをイメージできるよう、生活に関する情報も併せて提供すること。
- ケ インターンシップ等U I Jターン就職関連情報の提供
企業がインターンシップの受入を可能とする場合は、当該企業の情報について積極的に提供する。
その他、当該事業を通じて入手したU I Jターン就職に資する情報や札幌市が提供する関連情報についても、適宜、センター利用者へ提供すること。
- コ イベントの開催
上記6-(3)-エのほか、下記のセンター主催イベントを開催すること。
これに伴い、東京圏の大学生等が来場しやすい会場を確保するとともに、開催当日はイベントが円滑に行われるよう、全体の運営を行う。
また、各イベントの参加者目標を達成できるような広報を複数実施すること。
なお、イベントの開催に必要な備品等については、受託者の責任で用意すること。
- (7) 合同企業説明会
札幌市内企業等と東京圏の大学生等とのマッチングを図るため、東京都内で合同企業説明会を1回以上開催する。参加者目標は100人程度とする。
参加企業は25社程度とし、開拓に当たっては、特定の業種に偏ることなく、札幌市内等で人手不足を課題としている企業を幅広く対象とすること。
会場は、参加企業がブースを構えるのに十分な広さを確保するとともに、センターの相談ブースを1つ設けること。
- (8) センターの周知等を図るためのイベント
以下の項目等を目的としたイベントを2回以上開催する。なおイベント内容は各回同一でなくても可とする。参加者目標は合計200人程度とする。
- a センターの周知
 - b 登録者の増加

- c 求職者間又は求職者と企業の交流
 - d UIJ ターンの意識喚起
- (4) 広報
社会人のセンターの利用促進やイベント参加者を募集するため、効果的な複数の広報を随時実施する。
なお、ホームページを作成する場合は JIS 規格（JIS X 8341-3:2010）等級 AA 以上の準拠を目指し、適宜規格準拠の確認を行い、本市に報告すること。
- (5) 事業参加者に対するアンケート調査
- ア アンケート作成と実施
センター主催イベントの参加者（企業、大学生等）に対してアンケートを作成し、実施する。
アンケートの項目及び内容は事前に札幌市と協議のうえ決定する。
 - イ アンケート結果の集計・分析
アンケート結果について、集計・分析を行う。
なお、集計・分析項目については、札幌市と協議のうえ決定する。
- (6) 事業計画書作成
委託契約締結後、速やかに業務ごとの実施スケジュールを含めた業務計画書を作成し、提出すること。
- (7) 事業の進捗状況等報告
- ア 定時報告
受託者は毎月 5 日を目処に前月分の実績報告書を作成し、本市へ報告すること。ただし、平成 31 年 3 月分については平成 31 年 3 月 31 日までに本市へ報告すること。
なお、報告内容及びその書式については、本市と協議のうえ決定する。
 - イ その他事項の報告
本市は、必要に応じて事業の実施状況について、受託者に報告を求めることができる。
- (8) 実施報告書の作成
業務完了後、実施報告書を作成し、平成 31 年 3 月 31 日までに書面及び電磁データで本市に提出すること。
なお、報告内容及びその書式については、本市と協議のうえ決定する。

7 企画提案事項

- (1) 企画提案の要点
- ア センターの特色
企画提案におけるセンターの特色を記載すること。
 - イ 目標の設定
以下の達成目標を設定し、目標達成に向けての進捗状況については、定期報告の際報告すること。目標が達成できなかった場合は、その理由を分析し、報告すること。
 - (ア) 新規センター登録者数
 - (イ) 内定件数
 - (ウ) 就職者数
 - (エ) 登録企業数
- (2) 拠点の設置
- ア 開業日及び時間

- イ センターの設置場所
- ウ 業務従事者
センターの通常業務従事者と企業開拓員の人数及び経歴など
- エ センターに設けるブースや備品
センター全体のレイアウト等
- (3) センターの取組み
以下の内容を具体的に記載すること。
 - ア 就職相談
センター利用者への札幌市内企業等での就職に向けての個別支援内容、企業とのマッチング方法など
 - イ 大学との関係構築
札幌市内企業等の情報や札幌での暮らしに関する情報の大学への提供方法など
 - ウ 大学のキャリア就職センター等を通じた学生への情報提供
センターで行う就職支援活動やイベント等の情報を学生に周知する方法、時期など
 - エ 学内イベントの開催及び参加
イベントの開催等目標回数、開催内容など
 - オ 協定大学への支援
協定大学への支援内容、イベントの頻度など
 - カ 企業開拓及び支援
幅広い企業の開拓方法、業種別の開拓見込み数、支援方法や内容など
 - キ 企業及びインターンシップ情報に関する発信
企業情報やインターンシップ情報等の発信方法、頻度など
 - ク イベントの開催
センター主催イベントの開催回数、集客目標数、内容、運営体制など
- (4) 広報
学生及び社会人のセンターの利用促進や各イベントの参加者を募集するための複数の広報手法及び回数など
- (5) 全体のスケジュール
1年間の流れが分かるように明示すること。
- (6) 事業全体に関わる運営体制
事業の責任者、運営スタッフ、専従の社員の人数及び他業務と兼務する社員の人数など
- (7) 企画提案の概要
「企画提案様式4」の様式に基づき、本試各提案の概要を提出すること。
なお、本様式については、電子データ（エクセルファイル）でも併せて提出することとする。
- (8) 実施に係る経費
事業実施に係る経費を提案すること。

8 事業実施における前提条件

- (1) 本事業の実施に当たっては、有料職業紹介事業者の登録事業者による実施を前提とするが、他の事業者への再委託が必要な場合は、再委託の範囲及び再委託先の事業者を明確にし、提案すること。
- (2) 有料職業紹介事業者については、平成30年4月1日（日）までに、センターにおいて全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）の有料職業紹介を実施できる体制を

整えること。

9 国及び道内自治体を実施する事業や企業との連携

本業務の効果を最大限発揮するため、本市では国及び道内自治体を実施する UIJ ターン関連事業や企業との連携を行う。受託者は調整の上、本市と同様の連携を実施する場合がある。

こうした事業等との連携としては、各事業参加者のセンターへの誘導やセンター情報の提供、イベントへのブース出展の際の事業従事者の派遣等を想定している。

なお、受託者から国や他自治体、企業との連携を提案することも可とする。

参考として平成 29 年度に実施した連携の一部を以下に挙げる。

- (1) LO 活プロジェクト
- (2) 北海道ふるさと移住定住推進センターどさんこ交流テラス
- (3) 金融機関との連携による企業開拓

10 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、本市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(2) 成果物の提出について

受託者は、以下の成果物を提出すること。

ア 業務報告書

業務報告書には登録者数、登録者の本事業を知った認知経路、内定率、就職率、就職先企業及び各イベントについてなどを盛り込むこととする。詳細については、受託後、札幌市と調整することとする。

イ 企業開拓リスト

ウ アンケート結果の集計

イベント等のアンケート調査の集計を行い、電子データ（エクセルファイル）で提出すること。

(3) 秘密の保持

ア 本市は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。

イ 受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

エ 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部の漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。また、本事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別紙個人情報取扱注意事項を守ることを要する。

11 その他

- (1) 札幌市は、必要に応じて事業実施状況について、随時報告を求めることができる。
- (2) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に札幌市へ報告すること。
- (3) 企画提案書の一部について、より適切な事業運営とするため、本市と受託者の双方協議のうえ、変更することがあるものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本市と受託者の双方協議のうえ決定する。
- (5) 本事業は札幌市議会において平成 30 年度予算案が可決された場合に執行する。